

議案第 1 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会の項、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の項及び新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

本庁舎等設計事業者選定委員会、共に支え合う地域づくり検討委員会及び新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会を廃止するため、この条例を制定するものである。